

第15号議案参考資料

議案名

桶川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、通勤手当の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 自動車等で通勤する職員の通勤手当を月66,400円を超えない範囲内で市規則で定める額とともに、駐車場等に係る費用に對し、月5,000円を上限とする通勤手当の新設等を行う。

(第10条関係)

(2) 字句の整理を行う。

(第13条、第17条の4、第17条の5、第17条の7及び第18条関係)

3 施行期日

令和8年4月1日